



2026 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 イ ー ソ ル 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 兼 CTO 榎藤 正樹
(コード番号：4420 東証スタンダード)
問合せ先 社長室長 落合 藤夫
(TEL. 03-5365-1560)

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が 2026 年 9 月 1 日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の記載内容に、一部訂正すべき事項がございますので、以下のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026 年 9 月 1 日付で、①榎藤氏との間でその所有する当社株式 (178,187 株、所有割合 (注 1) : 0.90%) のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき榎藤氏が所有する当社の譲渡制限付株式 (20,067 株) を除く 158,120 株 (所有割合 : 0.80%) (注 2) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (榎藤氏)」といいます。) を、②当社の取締役である上山伸幸氏 (以下「上山氏」といいます。) との間でその所有する当社株式 (214,411 株、所有割合 : 1.09%) のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき上山氏が所有する当社の譲渡制限付株式 (16,571 株) を除く 197,840 株 (所有割合 : 1.00%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (上山氏)」といいます。) を、③当社の元取締役である山田光信氏 (以下「山田氏」といいます。) との間でその所有する当社株式 (529,330 株、所有割合 : 2.68%、株主順位 (当社半期報告書における 2026 年 6 月 30 日時点の株主順位をいいます。以下同じです。) : 第 6 位) のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき山田氏が所有する当社の譲渡制限付株式 (9,210 株) を除く 520,120 株 (所有割合 : 2.64%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (山田氏)」といいます。) を、④当社の前代表取締役である長谷川勝敏氏 (以下「長谷川氏」といいます。) との間でその所有する当社株式 (347,374 株、所有割合 : 1.76%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (長谷川氏)」といいます。) を、⑤当社の子会社取締役である佐藤大介氏 (以下「佐藤氏」といいます。) との間でその所有する当社株式 (276,000 株、所有割合 : 1.40%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (佐藤氏)」といいます。) を、⑥当社の子会社取締役である辻邦彦氏 (以下「辻氏」といいます。) との間でその所有する当社株式 (179,400 株、所有割合 : 0.91%) について本公開買付けに応募する旨の応募契約書 (以下「本応募契約 (辻氏)」) といい、本応募契約 (榎藤氏)、本応募契約 (上山氏)、本応募契約 (山田氏)、本応募契約 (長谷川氏)、本応募契約 (佐藤氏) 及び本応募契約 (辻氏) を個別に又は総称して、以下「本応募契約」といいます。) をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する当社株式合計 1,678,854 株 (所有割合 : 8.51%、本応募合意株主が応募する旨を合意した当社株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式」といいます。) について、本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

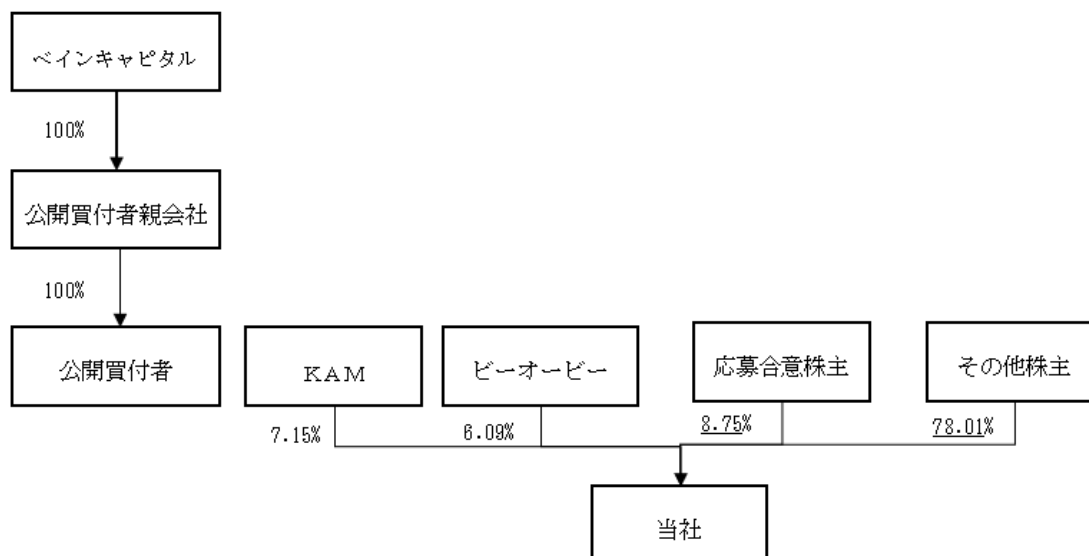
<中略>

本応募契約及び本不応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本取引を図示すると、大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年9月1日付で、①権藤氏との間でその所有する当社株式（178,187株、所有割合（注1）：0.90%）のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき権藤氏が所有する当社の譲渡制限付株式（20,067株）を除く158,120株（所有割合：0.80%）（注2）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（権藤氏）」といいます。）を、②当社の取締役である上山伸幸氏（以下「上山氏」といいます。）との間でその所有する当社株式（214,411株、所有割合：1.09%）のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき上山氏が所有する当社の譲渡制限付株式（16,571株）を除く197,840株（所有割合：1.00%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（上山氏）」といいます。）を、③当社の元取締役である山田光信氏（以下「山田氏」といいます。）との間でその所有する当社株式（529,330株、所有割合：2.68%、株主順位（当社半期報告書における2026年6月30日時点の株主順位をいいます。以下同じです。）：第6位）のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき山田氏が所有する当社の譲渡制限付株式（9,210株）を除く520,120株（所有割合：2.64%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（山田氏）」といいます。）を、④当社の前代表取締役である長谷川勝敏氏（以下「長谷川氏」といいます。）との間でその所有する当社株式（347,374株、所有割合：1.76%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（長谷川氏）」といいます。）を、⑤当社の子会社取締役である佐藤大介氏（以下「佐藤氏」といいます。）との間でその所有する当社株式（276,000株、所有割合：1.40%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（佐藤氏）」といいます。）を、⑥当社の子会社取締役である辻邦彦氏（以下「辻氏」といいます。）と、権藤氏、上山氏、山田氏、長谷川氏、佐藤氏及び辻氏を個別に又は総称して、以下「本応募合意株主（9月1日付）」（以下「本応募合意株主（9月1日付）」）といいますが、その所有する当社株式（179,400株、所有割合：0.91%）について本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約（辻氏）」といいますが、本応募契約（権藤氏）、本応募契約（上山氏）、本応募契約（山田氏）、本応募契約（長谷川氏）、本応募契約（佐藤氏）及び本応募契約（辻氏）を個別に又は総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（9月1日付）は、その所有する当社株式合計1,678,854株（所有割合：8.51%、本応募合意株主（9月1日付）が応募する旨を合意した当社株式を個別に又は総称して、以下「本応募合意株式（9月1日付）」といいますが、）について、本公開買付けに応募する旨、合意しているとのことです。

加えて、公開買付者は、2026年6月下旬以降、当社の株主である株式会社アパールデータ（以下「アパールデータ」といいます。）と、本応募合意株主（9月1日付）及びアパールデータを個別に又は総称して「本応募合意株主」といいます。）に本公開買付けへの応募の打診を行い、アパールデータによる検討を経て、2026年9月10日、その所有する当社株式の全てを本

公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、アバールデータとの間で、その所有する当社株式（800,000株、所有割合：4.06%、株主順位：第5位）（以下「本応募合意株式（アバールデータ）」といい、本応募合意株式（9月1日付）及び本応募合意株式（アバールデータ）を個別に又は総称して「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意したとのことです（以下「本応募合意（アバールデータ）」といいます。）。

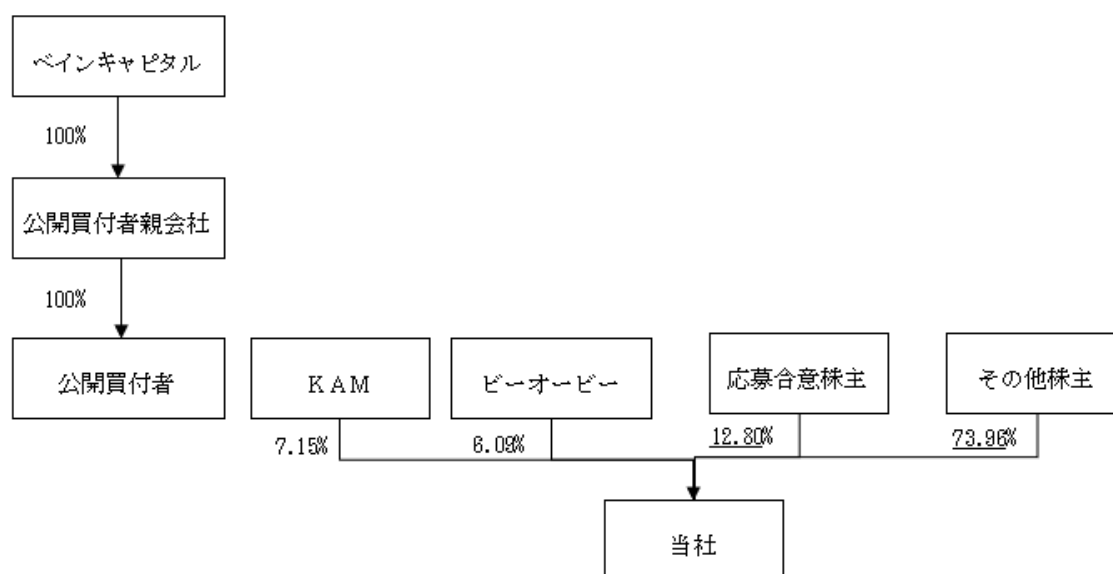
<中略>

本応募契約、本応募合意（アバールデータ）及び本不応募契約の詳細については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

<中略>

本取引を図示すると、大要以下のとおりとのことです。

I. 本公開買付けの実施前



② 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

<前略>

また、ベインキャピタルは、2026年4月下旬以降、本応募合意株主及び本不応募合意株主との間でそれぞれ応募合意及び不応募合意に関する協議を開始したとのことです。その後、ベインキャピタルは、2026年5月11日に上山氏及びビーオービー、同月12日に権藤氏、同月13日に山田氏、同月15日に佐藤氏、長谷川氏、KAM及び辻氏にそれぞれ本応募契約及び本不応募契約の締結を申し入れたとのことです。なお、本不応募契約の締結の申し入れは、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から提案されたものであるとのことです。その後、具体的な契約内容について協議を進め、2026年9月1日に本応募合意株主及び本不応募合意株主とそれぞれ本応募契約及び本不応募契約を締結したとのことです。

かかる協議・交渉の結果、公開買付者は、2026年9月1日、本公開買付価格を820円として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(訂正後)

<前略>

また、ベインキャピタルは、2026年4月下旬以降、本応募合意株主（9月1日付）及び本不応募合意株主との間でそれぞれ応募合意及び不応募合意に関する協議を開始したとのことです。その後、ベインキャピタルは、2026年5月11日に上山氏及びビーオービー、同月12日に権藤氏、同月13日に山田氏、同月15日に佐藤氏、長谷川氏、KAM及び辻氏にそれぞれ本応募契約及び本不応募契約の締結を申し入れたとのことです。なお、本不応募契約の締結の申し入れは、上記「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から提案されたものであるとのことです。その後、具体的な契約内容について協議を進め、2026年9月1日に本応募合意株主（9月1日付）及び

本不応募合意株主とそれぞれ本応募契約及び本不応募契約を締結したとのことです。

かかる協議・交渉の結果、公開買付者は、2026年9月1日、本公開買付価格を820円として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、ペインキャピタルは、2026年6月下旬以降、アパールデータに対して応募の打診を行い、アパールデータによる検討を経て、2026年9月10日、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、アパールデータとの間で、本応募合意（アパールデータ）を行ったとのことです。

（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定 （訂正前）

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を10,535,800株（所有割合：53.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,535,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（10,535,800株、所有割合：53.43%）は、本基準株式数（19,719,740株）から本応募合意株式数（1,678,854株）、本不応募合意株式数（2,610,720株）及び本応募合意株主が当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する当社の譲渡制限付株式（45,848株）を控除した株式数（15,384,318株）の過半数に相当する株式数（7,692,160株、所有割合：39.01%）に、本応募合意株式数（1,678,854株）及び本応募合意株主が当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する当社の譲渡制限付株式（45,848株）を加算した株式数（9,416,862株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数を上回るものとなるとのことです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の一般株主の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

（訂正後）

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を10,535,800株（所有割合：53.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（10,535,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限（10,535,800株、所有割合：53.43%）は、本基準株式数（19,719,740株）から本応募合意株式数（2,478,854株）、本不応募合意株式数（2,610,720株）及び本応募合意株主が当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する当社の譲渡制限付株式（45,848株）を控除した株式数（14,584,318株）の過半数に相当する株式数（7,292,160株、所有割合：36.98%）に、本応募合意株式数（2,478,854株）及び本応募合意株主が当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき所有する当社の譲渡制限付株式（45,848株）を加算した株式数（9,816,862株）を上回るもの、すなわち、公開買付者と利害関係を有さない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数を上回るものとなるとのことです。公開買付者は、本公開買付けは、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、当社の一般株主の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

（6）本公開買付けに係る重要な合意

（訂正前）

<前略>

⑨ 本不応募契約（KAM）

公開買付者は、KAMとの間で2026年9月1日付で本不応募契約（KAM）を締結し、本不応募合意株式の全て（1,410,720株、所有割合：7.15%）について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。また、本不応募契約（KAM）において、以下の内容を合意しているとのことです。

（ア）KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日（以下に定義します。）までの間、本自己株式取得を除き、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わない。

（イ）KAMは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けそ

の他本不応募契約（KAM）で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。）を行わず、かつ行わせないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

- (ウ) KAMは、本公開買付けが成立したことを条件として、決済開始日後、本スクイーズアウト手続に協力する。
- (エ) 本株式併合の効力発生を条件として、KAM及び公開買付者が合意により定める日（本株式併合の効力発生日以降の日とする。）（以下本⑨において「本自己株式取得日」という。）をもって、KAMは、本不応募契約（KAM）に従って、当社から本自己株式取得における取得価格総額の全額の受領と引き換えに、本株式を当社に対して売り渡すものとする。
- (オ) 本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本不応募契約（KAM）が終了した場合であっても、(イ)の規定は、本不応募契約（KAM）終了後18ヶ月は引き続き効力を有するものとする。
- (カ) KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約（KAM）に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使しない。
- (キ) KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。
- (ク) KAMは、本株式併合の効力発生日以降に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置（もしあれば）を執る。
- (ケ) KAM及び公開買付者は、本不応募契約（KAM）締結日以降、(i)自らの表明及び保証（注10）が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii)自らの本不応募契約（KAM）上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

（注10）本不応募契約（KAM）において、KAMは、公開買付者に対して、①権利能力、行為能力及び意思能力、②本不応募契約（KAM）の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧当社株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者は、KAMに対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約（KAM）においては、本不応募契約（KAM）に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められているとのことです。また、本不応募契約（KAM）においては、(a)公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されているとのことです。

（訂正後）

<前略>

⑨ 本不応募契約（KAM）

公開買付者は、KAMとの間で2026年9月1日付で本不応募契約（KAM）を締結し、本不応募合意株式の全て（1,410,720株、所有割合：7.15%）について、本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。また、本不応募契約（KAM）において、以下の内容を合意しているとのことです。

- (ア) KAMは、本不応募契約（KAM）締結日から本自己株式取得日（以下に定義します。）までの間、本自己株式取得を除き、本不応募合意株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本

公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。)を行わず、また、当社株式又は当社株式に係る権利の取得を行わない。

- (イ) KAMは、自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本不応募契約(KAM)で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。)を行わず、かつ行わせないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。
- (ウ) KAMは、本公開買付けが成立したことを条件として、決済開始日後、本スクイーズアウト手続に協力する。
- (エ) 本株式併合の効力発生を条件として、KAM及び公開買付者が合意により定める日(本株式併合の効力発生日以降の日とする。)(以下本⑩において「本自己株式取得日」という。)をもって、KAMは、本不応募契約(KAM)に従って、当社から本自己株式取得における取得価格総額の全額の受領と引き換えに、本株式を当社に対して売り渡すものとする。
- (オ) 本公開買付けが開始されたが本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たず、本公開買付けが成立せず、本不応募契約(KAM)が終了した場合であっても、(イ)の規定は、本不応募契約(KAM)終了後18ヶ月は引き続き効力を有するものとする。
- (カ) KAMは、本不応募契約(KAM)締結日から本自己株式取得日までの間、本不応募契約(KAM)に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、当社の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、株主提案権(会社法第303条乃至第305条)その他の株主権を行使しない。
- (キ) KAMは、本不応募契約(KAM)締結日から本自己株式取得日までの間に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、(i)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ii)株主提案に係る議案、及び(iii)可決されれば当社グループの財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使する。ただし、公開買付者が事前に書面で承諾した議案については賛成の議決権を行使する。
- (ク) KAMは、本株式併合の効力発生日以降に開催される当社の株主総会において議決権を行使できる場合、その保有する当社株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利行使し、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置(もしあれば)を執る。
- (ケ) KAM及び公開買付者は、本不応募契約(KAM)締結日以降、(i)自らの表明及び保証(注10)が虚偽若しくは不正確となる具体的なおそれがある事由を認識した場合、又は(ii)自らの本不応募契約(KAM)上の義務違反を認識した場合には、速やかに、相手方当事者に書面で事実関係を特定して通知するものとする。

(注10) 本不応募契約(KAM)において、KAMは、公開買付者に対して、①権力能力、行為能力及び意思能力、②本不応募契約(KAM)の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤倒産手続の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧当社株式の保有について表明及び保証を行っている。公開買付者は、KAMに対して、①設立及び存続、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力等との取引の不存在について表明及び保証を行っている。

その他、本不応募契約(KAM)においては、本不応募契約(KAM)に基づく義務の不履行又は表明保証事項違反が生じた場合の相手方当事者に対する補償義務が定められているとのことです。また、本不応募契約(KAM)においては、(a)公開買付者が本公開買付けを適法に撤回した場合、又は(b)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が終了事由として規定されているとのことです。

⑩ 本応募合意(アパールデータ)

公開買付者は、アパールデータとの間で、2026年9月10日付で、アパールデータが所有する当社株式の全て(800,000株、所有割合:4.06%)について、本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を合意しているとのことです。その他、本公開買付けに関して、公開買付者とアパールデータとの間で合意された事項はないとのことです。

以上